

平成25年10月16日

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

「JPMグレート・アジア3・ファンド（愛称：グレート・アジア3）」
投資信託契約の解約（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の追加型証券投資信託「JPMグレート・アジア3・ファンド（愛称：グレート・アジア3）」（以下「当ファンド」といいます。）は、継続的な一部解約によりその純資産総額が平成25年8月末現在で約9億円となっています。当ファンドでは信託約款において純資産総額が20億円を下回っている場合には信託契約を解約することができるかと定めています。弊社では、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後当ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待することは難しく、また引き続き一部解約が発生すると見込まれることから、現在の当ファンドの純資産総額では適正な運用を継続することは困難であり、当ファンドの信託契約を解約すること（以下「繰上償還」といいます。）はやむを得ないと判断いたしました。

したがって、当ファンドの信託約款第46条第1項の規定に基づき、後記のとおり繰上償還をさせていただきますのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、現行信託法（平成19年9月30日施行）の施行に伴う改正以前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）第32条第1項の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。

繰上償還にご同意いただけない受益者の方は、旧投信法第32条第3項において準用する同法第30条第2項から第4項までの規定に基づき、異議を述べることができます。異議を述べる方法については、後記「3. 異議を述べる方法について」をご覧ください。

繰上償還に異議のない場合、特段のお手続きは必要ありません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の日程について

受益者への交付書面（本書面）発送日 / 公告日（受益者確定日）	: 平成25年10月16日
異議を述べることができる期間	: 平成25年10月20日から同年11月20日まで
繰上償還の実施の可否の決定日	: 平成25年11月21日
繰上償還の監督官庁への届出日	: 平成25年11月27日（予定）
繰上償還日	: 平成25年12月24日（予定）

2. 繰上償還の決定について

異議を述べられた受益者の受益権の合計口数が、平成25年10月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、平成25年12月24日に繰上償還いたします。

異議を述べられた受益者の受益権の合計口数が、平成25年10月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨およびその理由を、異議を述べるができる期間の終了後、日本経済新聞にて公告するとともに、速やかに受益者の皆様に通知いたします。

3. 異議を述べる方法について

受益者は、弊社に対し、平成25年10月16日現在保有する当ファンドの受益権（平成25年10月11日の取得申込み分まで）について、繰上償還に異議を述べるができます。平成25年10月12日以降の取得申込み分の受益権については、異議を述べる権利はありません。

繰上償還に異議のある受益者の方は、書面に後記（2）の内容をご記入の上、平成25年11月20日（水）必着で、封書にて、後記（1）の宛先へご郵送くださいますようお願い申し上げます。

（1）宛先

〒100 - 6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室 行

（2）ご記入いただく内容

住所 氏名（自署・押印）*または法人名（記名・押印）* 電話番号（日中連絡先） 当ファンド名称 取扱販売会社、取引店名、口座番号、平成25年10月16日現在の保有受益権口数** 繰上償還に反対する旨
--

* 取扱販売会社における口座名義人をご記入のうえ、取扱販売会社への届出印をご押印ください。

** 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。

（注1）記入内容に不備等がある場合には、異議をお受けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

（注2）異議を述べられた受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

（注3）取得した個人情報は、繰上償還の手続きに必要な範囲でのみ使用いたします。なお、弊社の個人情報保護方針については、<https://www.jpmorganasset.co.jp/wps/portal/Policy/Privacy>に掲載されています。

4. 異議を述べられた受益者の買取請求手続きについて

繰上償還が決定した場合には、繰上償還に異議を述べられた受益者は、後記の手続きにより、保有している受益権について、当ファンドの信託財産(以下「当信託財産」といいます。)による買取りを請求することができます。

なお、異議を述べられた受益者が必ず買取請求手続きをしなければならないということはありません。繰上償還日まで引き続き保有すること、または従来通り、取扱販売会社において換金(一部解約)することができます。換金にあたっては後記5をご参照ください。

< 買取請求手続き >

買取請求受付期間 平成25年11月28日から同年12月18日まで(当該期間中に受託会社が生きてすべての必要書類を受領した場合に限ります。)

異議を述べられた受益者に対し、弊社より「買取請求のご案内」を発送

買取請求必要書類の記入

取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ

取扱販売会社から受託会社への買取請求必要書類の送付

受託会社での買取請求必要書類の受理および当信託財産による買取りの実行

受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

前記の買取請求手続きは、繰上償還に対して異議を述べられた受益者が、旧投信法第32条第3項において準用する同法第30条の2の規定に基づいて受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社)に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なりますのでご注意ください。

買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。当該価額は、受託会社が買取請求必要書類を受領した日の翌営業日に算出される当ファンドの基準価額から信託財産留保額に相当する額(当該基準価額の0.2%)を控除したものとす旨、受託会社からご提示させていただく予定です。

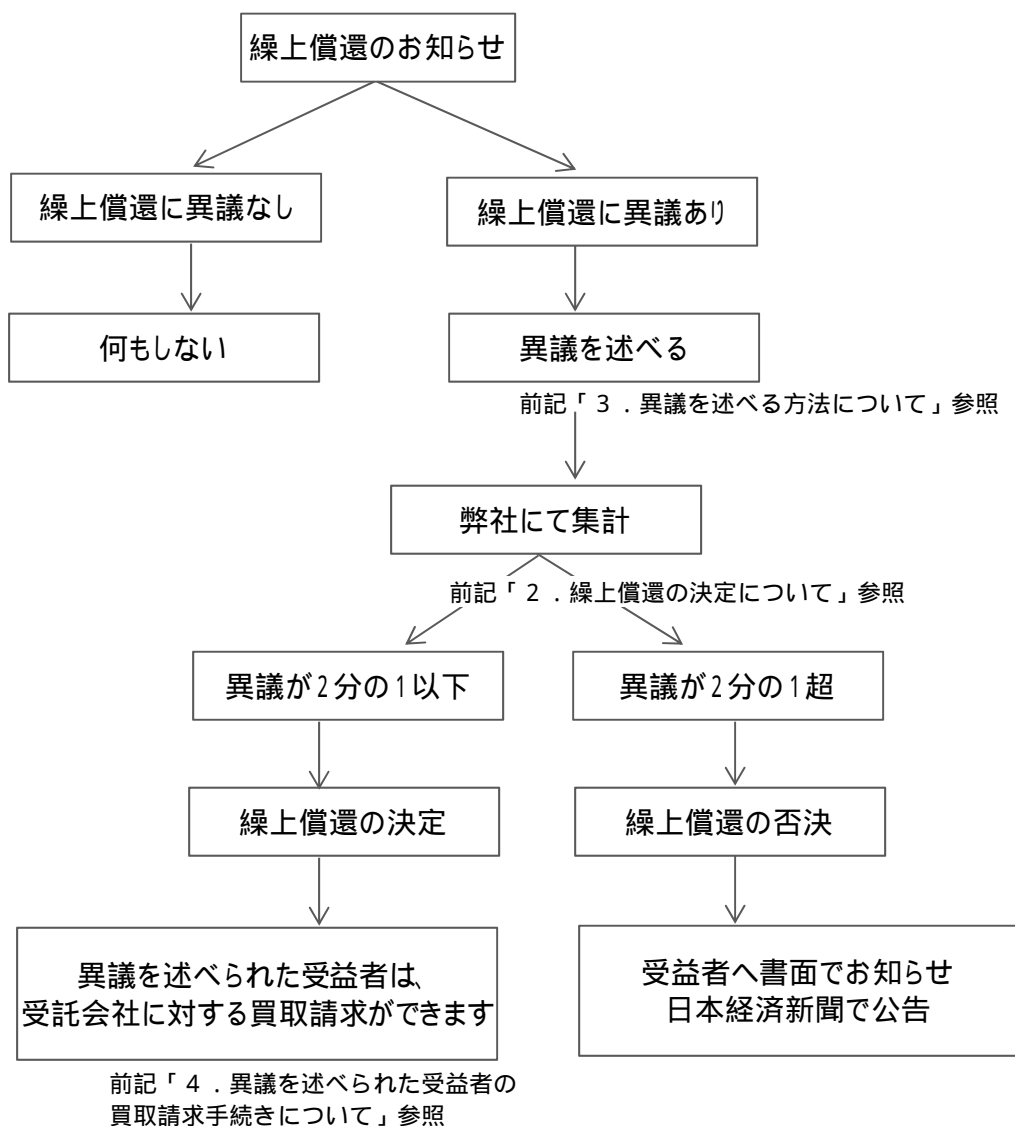
前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いには、通常の換金(一部解約)より日数を要する可能性があります。また、振込手数料は、買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきますので、ご了承ください。(通常の換金(一部解約)の場合には、当該負担はありません。)

5. その他

取扱販売会社においては、異議を述べることができる期間中および買取請求受付期間中も、異議の有無にかかわらず、通常通り、追加購入および換金(一部解約)のお申込みを受付いたします。ただし、前記4.の買取請求を行った受益権については、一部解約のお申込みをすることはできなくなりますので、ご注意ください。

繰上償還が決定した場合、取扱販売会社における換金(一部解約)お申込みの最終受付日は、平成25年12月19日となります。

6. ご参考（手続きの流れ）



線上償還についてのお問い合わせ先：
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
電話番号 03(6736)2350（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
皆様の個別のお取引状況・口座の内容等については、取扱販売会社にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

以上

「 J P M グレート・アジア 3 ・ファンド(愛称 : グレート・アジア 3) 」
繰上償還に関する Q & A

当資料は、当ファンドの繰上償還についてのご理解の助けとなるよう J P
モルガン・アセット・マネジメント(株)が作成した資料であり、法令に
基づく資料ではありません。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

Q 1 : 『「JPMグレート・アジア3・ファンド(愛称:グレート・アジア3)」投資信託契約の解約(予定)のお知らせ』が送られてきました。これはなんですか。

A 1 : 当ファンドの繰上償還(期間満了前に投資信託契約を解約すること)を予定していることのお知らせするものです。

繰上償還をする場合、事前に受益者の皆様に、繰上償還をする旨を書面にてご連絡することが法令で定められているため、お送りしています。

Q 2 : なぜ繰上償還するのですか。

A 2 : 継続的な換金により、当ファンドの残高は平成25年8月末現在約9億円になっています。今後、当ファンドの残高が大幅に増加することを期待することは難しく、現在の残高では適正な運用を継続することは困難であるため、繰上償還をすることはやむを得ないと判断いたしました。

(参考)

当ファンドの残高(純資産総額)	999百万円(平成23年10月26日(第22期末))
	1,035百万円(平成24年4月26日(第24期末))
	873百万円(平成24年10月26日(第26期末))
	1,592百万円(平成25年4月26日(第28期末))
	1,075百万円(平成25年5月末)
	968百万円(平成25年6月末)
	995百万円(平成25年7月末)
	921百万円(平成25年8月末)

Q 3 : 何をすればよいのですか。

A 3 : 繰上償還に異議のない方は、何もしていただくことはありません。

繰上償還に異議のある方は、『「JPMグレート・アジア3・ファンド(愛称:グレート・アジア3)」投資信託契約の解約(予定)のお知らせ』の「3.異議を述べる方法について」にしたがって、異議のある旨をご連絡くださいますようお願いいたします。

Q 4 : 平成25年10月16日現在の保有受益権口数がわかりません。

A 4 : お取引の販売会社までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

Q 5 : 換金はできますか。

A 5 : 販売会社の営業日であれば、販売会社にて換金(一部解約)のお手続きを承ります。お取引の販売会社に換金をお申込みください。ただし、ボンベイ証券取引所または香港証券取引所のいずれかの休業日(半休日を含む)*および当該休業日(土・日曜日を除く)の前営業日(日本におけるもの)*にはお申込みできません。また、繰上償還をすることが決定した場合は、平成25年12月19日

が換金の最終申込日となります。換金する際の価格は、換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.2%）を差し引いた額です。なお、換金せず繰上償還までお持ちいただく場合には、償還日の基準価額により償還金としてお受け取りになれます。基準価額は日々変動します。

*平成25年10月16日から繰上償還予定日（平成25年12月24日）までの該当日は10月16日、11月13日、11月14日、12月20日および12月24日です。

Q 6：『「JPMグレート・アジア3・ファンド（愛称：グレート・アジア3）」投資信託契約の解約（予定）のお知らせ』の「4.異議を述べられた受益者の買取請求手続きについて」に書いてある「買取請求」と「一部解約」では、何か違いはありますか。

A 6：両者とも当ファンドを換金するものです。

「買取請求」では、繰上償還に異議を述べられた方が、繰上償還をすることが決定した場合、ご自分がお持ちの当ファンドの受益権を受託会社にお買い取りをもらい、現金化することができます。

これに対し、一般的に受益者の皆様は換金する際には、「一部解約」と呼ばれる方法により、委託会社に対して現金化を請求することになります。

「買取請求」と「一部解約」では、主に以下のような違いがあります。

「買取請求」の方が、代金のお受け取りまで日数が長くかかることがあります。

「買取請求」の場合、代金のお受け取り方法は振込みとなり、振込手数料は受益者の負担となります。「一部解約」の場合、販売会社によって、代金のお受け取り方法および振込手数料の取扱いは異なります。

「買取請求」に適用される価格は、法令上「当該受益権が有すべき公正な価額」とされています。当ファンドでは、受託会社が手続書類を受理した日の翌営業日に計算される基準価額から信託財産留保額に相当する額（当該基準価額の0.2%）を控除したものとすることを予定しています。受託会社が手続書類を受理する日をあらかじめ知ることはできません。よって「買取請求」の場合、いつの日の基準価額で換金されるかは請求した時点では確定しません。一方、「一部解約」に適用される価格は、お客様がお申込みされた日（換金申込日）の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.2%）を控除したものです。

Q 7：繰上償還すると決まったら、連絡はもらえますか。

A 7：繰上償還が決定した場合、今回のように弊社から書面でお知らせすることはいたしません。繰上償還が否決された（繰上償還しないこととなった）場合には、弊社から書面でお知らせいたします。なお、いずれの場合も、平成25年11月21日に弊社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）にお知らせを掲載いたします。

以上

J.P.Morgan
Asset Management